

第2 労働組合等の行う労働者供給事業に係る申請等の手続

1 許可要件

労働者供給事業は、強制労働や中間搾取等の弊害等を伴い、労働者保護の面で問題があることから、法第44条の規定により原則禁止としているところであるが、労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる（法第45条）。当該許可を受けるためには、次の要件を満たすことが必要である。

(1) 労働組合等の資格要件

労働者供給事業を行うことができる労働組合等は、次のいずれかに該当するものであること（以下「労働組合等」という。法第4条第12項、則第4条第6項）。

- (イ) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に該当する労働組合
- (ロ) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項（裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）第1号において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第1項に規定する職員団体又は国会職員法（昭和22年法律第85号）第18条の2第1項に規定する国会職員の組合
- (ハ) (ロ)に掲げる団体又は労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に該当する労働組合が主体となって構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体（団体に準じる組織を含む。）であって、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 一の都道府県の区域内において組織されているもの
 - ② ①以外のものであって職業安定局長が定める基準に該当するもの

(2) 事業運営に関する要件

イ 労働者供給事業を法の精神に従って運営することができる組織と能力を備えているものであること。

労働組合等の行う労働者供給事業は、職業安定機関等の行う職業紹介と相まって、労働者の職業の安定、産業に対する寄与をさらに充実させるものということができる。したがって、法に規定されている諸原則及びこれに基づく行政庁の指示に従って運営されることはもちろん、労働者供給事業を行うに当たっては、計画的にかつ秩序をもって民主的に事業が運営されなければならない。

そのためには、次のような条件を具備する必要がある。

- ① 労働組合等が供給しようとする労働組合等の構成員（以下「組合員等」という。）に相応する供給先を確保する見通しがあること。
- ② 労働組合等が供給しようとする者は、当該労働組合等の組合員等に限られること。
- ③ 供給先の職種が、供給を受ける組合員等の技能に相応するものであること。

ロ 労働組合等の運営が民主的に行われているものであること。

労働組合等が自らの手によって労働者供給事業を行うことは、労働組合等の主体性と、その目的からして、労働の民主化を図ることを促進することにもなることから認められているものである。

したがって、当該労働組合等の組織及び運営が民主的なものであることが当然要請されるものであること。

ハ 労働組合等の行う労働者供給事業は、無料で行うものでなければならないこと。

労働者供給事業は、弊害の発生を事前に防止し適正な運営を期するために、法第 45 条に基づき無料で行う場合にのみ認めている。したがって、労働組合等は、供給を受ける組合員等又は供給先から供給手数料的性格の経費を徴収してはならないこと。

ここでいう「供給手数料的性格の経費」とは、次のいずれかの経費をいう。なお、②における「賃金その他の報酬」には、組合員等が加入する社会保険料及び労働保険料が含まれるものであること。

- ① 組合費以外に組合員等から徴収する経費
- ② 供給に伴って供給の対象となった組合員等が受ける賃金その他の報酬以外の供給先から受ける経費

2 許可申請の手続

(1) 許可申請を要する事項

則第 32 条第 1 項に基づき職業安定局長が定める許可申請の手続が必要となる場合は次のとおりである。

- イ 新たに厚生労働大臣の許可を受けて労働者供給事業を行おうとする場合
- ロ 厚生労働大臣の許可を受けて労働者供給事業を行っている労働組合等が、その組織を改組し、当該改組に係る労働組合等が、引き続き労働者供給事業を行おうとする場合
- ハ ロ以外の場合であって、厚生労働大臣の許可を受けて労働者供給事業を行っている労働組合等の組合員等のうち、労働者供給事業の供給の対象となる組合員等（以下「供給対象組合員等」という。）の職種の構成を全面的に変更する場合

(2) 許可申請関係書類

則第 32 条第 1 項の規定に基づき職業安定局長が定める許可の申請に要する書類及びその様式は、次のとおりとする。

- イ 労働者供給事業許可（許可有効期間更新）申請書（様式第 1 号）
- ロ 許可申請関係添付書類
 - (イ) 共通書類
 - ① 労働組合等規約（任意様式）
 - ② 供給先との供給契約のヒナ型（任意様式）
 - ③ 労働組合等の組織に関する書類（任意様式）
 - ④ 労働者供給事業運営規程（以下「事業運営規程」という。）（任意様式）
 - ⑤ 労働者供給事業計画書（様式第 3 号）
 - ⑥ 労働組合等役職員名簿（様式第 4 号）
 - (ロ) 労働組合等の資格証明等に要する書類
 - ① 労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に該当する労働組合
 - ・ 関係労働委員会の組合資格審査証明書（様式は、ハの（イ）参照）

- ② 則第4条第6項第1号に掲げるもの（国家公務員法第108条の2第1項（裁判所職員臨時措置法第1号において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体、又は国会職員法第18条の2第1項に規定する国会職員の組合）
- ・ 資格証明書は不要（この場合、ロの（イ）の共通書類により確認することとする。）
- ③ 則第4条第6項第2号に掲げるもの（②に掲げる団体又は①に掲げる労働組合が主体となって構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体（団体に準ずる組織を含む。）であって、一の都道府県の区域内において組織されているもの）
- ・ 労働団体の中央団体による労働組合等の資格に関する確認書（（以下「資格確認書」という。）（様式第2号））

様式第1号（第2面）

（記載要領）

- (1) ※には、記載しないこと。
- (2) 許可を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可有効期間更新」の文字並びに表面下方の「第32条第5項」の文字を抹消すること。なお、この場合⑨、⑩及び⑪欄には記載しないこと。
- (3) 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び表面下方の「許可」の文字並びに表面下方の「第32条第1項」の文字を抹消すること。なお、この場合⑩欄には記載しないこと。
- (4) ①欄には、当該申請を行う労働組合等の名称を記載すること。なお、法人の場合は「法人」と記載すること。
- (5) ④欄には、当該申請を行う労働組合等が加盟、又は組織している上部組織、あるいは当該申請を行う労働組合等の組合等で組織している上部組織（以下「労働組合等の上部組織という。」について、全国的上部組織までを順次系統を追って記載すること、ただし、労働組合等の上部組織がない場合は、記載を要しない。
- (6) ⑤欄には、現実に労働者供給事業を行う事業所（労供事業所）の名称及びその所在地を記載すること。なお、4以上の労供事業所がある場合で記載欄が足りない場合は、別葉に当該事項を掲載の上、添付すること。
- (7) ⑥欄には、当該申請によって供給する組合員等の職種名を記載すること。
- (8) ⑦欄については、次により記載すること。
 - ① (a)欄の職種名については、(d)欄に該当する組合員等の職種のみを記載すればよいこと。したがって、(b)欄及び(c)欄は職種別に記載する必要はなく計欄のみ記載すること。
 - ② (c)欄には、特定の事業所等に雇用されていて、通常供給の対象とならない組合員等について記載すること。
 - ③ イ欄には、(c)欄のうち、特に仕事の性質上、繁閑があり、臨時的に雇用主の了解をとって、他の事業所に供給されることのある組合員等がある場合に限り、その職種別員数を記載すること。したがって、その数は(c)欄の内数となること。
 - ④ ロ欄には、(c)欄以外の常時供給されることによって就労する組合員等の職種別員数を記載すること。
- (9) ⑧欄には、主たる供給先又は供給予定先の名称を〔 〕外に、当該供給先（供給予定先）の事業の種類を〔 〕内に記載すること。すなわち、供給に関する労働協約を締結している事業所等、又は供給を行う予定の事業所等について記載すること。

なお、供給先又は供給予定先が不特定の個人、小店舗等であって、これを常態とする場合にあっては、「一般家庭、市内小店舗等」のように、なるべくその供給先の実態がわかるように記載すること。

また、供給先又は供給予定先が数多くあり、欄数が足りない場合には、別葉に必要事項を記載の上、添付すること。
- (10) 申請者の欄は、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

ハ 許可申請関係書類の様式等

(イ) 組合資格審査証明書

様式及び記載要領等は、労働委員会規則第 26 条に基づく事項を記載したものであって、当該許可申請の直前に証明されたものとする。

(ロ) 資格確認書 (様式第 2 号)

資格確認書の様式は、次のとおりとする。

様式第 2 号

(日本産業規格 A 列 4)

資 格 確 認 書

- 1 申請労働組合等の名称

- 2 申請労働組合等の事務所の所在地
(〒 —)

- 3 申請労働組合等の代表者の氏名

- 4 申請労働組合等の代表者の住所
(〒 —)

上記の許可申請労働組合等は、職業安定法施行規則第 4 条第 6 項第 2 号柱書に掲げるものであることを確認する。

年 月 日

確認団体等の名称

代 表 者 氏 名

厚 生 労 働 大 臣 殿

(ハ) 労働組合等規約

様式は任意のものとするが、許可申請年月日現在において有効なものであって、少なくとも、労働組合法第5条第2項各号、又は国家公務員法第108条の3第2項各号、あるいは地方公務員法第53条第2項各号を満たすものであること。

(ニ) 供給先との供給契約（労働協約書）のひな型

様式は任意のものとするが、供給先に対して組合員等を確実に供給し得る具体的な条項が含まれているもので、少なくとも、次の事項が記載されたものであること。

- ① 供給される組合員等が従事する業務の内容に関する事項
- ② 供給される組合員等が従事する事業所の名称及び所在地に関する事項
- ③ 供給される期間に関する事項
- ④ 労働条件に関する事項

(ホ) 労働組合等の組織に関する書類

様式は任意のものとするが、当該申請労働組合等の部内組織（労働者供給事業の運営担当者を明記すること。）と、当該申請労働組合等の上部組織との関係について、具体的に記載すること。

なお、できる限り図式化を図ることが望ましい。

(ヘ) 事業運営規程

様式は任意のものとするが、事業の適正な運営のための指針となるものであるから（第3の4の（2）参照）、民主的な手続きを経て定められたものであって、当該申請年月日現在において有効なものであり、少なくとも、次の事項を記載したものであること。

- ① 労働者供給事業を行う目的、方針に関すること。
- ② 供給契約の締結に関する手続、方法に関すること。
- ③ 供給の手続、方法に関すること。
- ④ 供給先の範囲及び供給先との連絡方法に関すること。
- ⑤ 供給する組合員等の範囲並びにその連絡方法に関すること。
- ⑥ 供給業務の事務機構に関すること。
- ⑦ 労供事業所に備え付ける帳簿書類等に関すること。
- ⑧ 供給対象組合員等の技能等に関すること。
- ⑨ 供給する組合員等の賃金の受領方法に関すること。
- ⑩ 就労の方法、確認に関すること。
- ⑪ 供給契約人員を充足し得ない場合の処置並びに不就労組合員等の処置に関すること。
- ⑫ 供給先の開拓に関すること。
- ⑬ 都道府県労働局との連絡に関すること。
- ⑭ 供給事業に付随する福利厚生、その他の施設の維持管理並びに利用に関すること。
- ⑮ この規程の改変に関する手続等に関すること。

(ト) 労働者供給事業計画書（様式第3号）

労働者供給事業計画書（以下「事業計画書」という。）の様式及びその記載要領は、次のとおりとする。

労働者供給事業計画書

1 計画対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 労働者供給計画（月間）

(1) 供給計画	①職種名						計
	②常時供給数	人	人	人	人	人	人
	③臨時的供給数	人	人	人	人	人	人
	④計	人	人	人	人	人	人
(2) 供給先の確保計画							

3 組合費 円（1人あたり、1月の平均額）

様式第3号（第2面）

（記載要領）

- (1) 1の計画対象期間には、始期については事業所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日を、終期については許可の有効期間の末日を含む事業年度の終了の日を記載すること。
- (2) 2の（1）欄には、計画対象期間において、1月あたりの平均の職種別の供給組合員等の見込みの数の実数を、常態的な供給対象組合員等と、他の事業所に雇用されている者で、雇用主の了解をとって仕事の繁閑に応じて臨時的に供給の対象となる組合員等に区分して記載すること。
- (3) 2の（2）欄には、計画対象期間において、1月あたりの平均の職種別の供給可能な供給先の見込数を記載すること。
- (4) 3については、計画対象期間において、供給する組合員等1人から徴収する1月の平均の組合費の額の見込みを記載すること。

様式第3号（第3面）

労働者供給事業を行う労働組合は、職業安定法その他次に掲げる労働関係法令にかかわる重大な違反がないこと及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」第9の労働者供給事業者の責務に関する事項（法第45条の2）に係る措置を講ずることを誓約します。

- 1 労働基準法第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）により適用される場合を含む。）
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条から第62条までの規定
- 3 港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 4 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 5 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- 6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第62条から第65条までの規定
- 7 林業労働力の確保の促進に関する法律第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- 8 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

(チ) 労働組合等役職員名簿 (様式第 4 号)

労働組合等役職員名簿の様式及びその記載要領は、次のとおりとし、当該許可申請年月日現在において有効なものとする。

様式第 4 号

(日本産業規格 A 列 4)

労働組合等役職員名簿

年 月 日現在

①役職名	②氏名	③年齢	④役職就任 年月日	⑤略歴	⑥担当職務内容、その他
		歳	年 月 日	年 月 年 月	

(記載要領)

- (1) ①欄については、当該労働組合等の役員等について、その役職名を記載すること。
- (2) ④欄については、現職に就任した年月日を記載すること。
- (3) ⑤欄については、現職就任前の役職名及び就任年月を 2 代にわたり記載すること。
- (4) ⑥欄については、担当職務内容 (名称)、その他参考となる事項を記載すること。
- (5) なお、すでに当該記載項目のすべてについて記載された書類がある場合には、当該書類を添付することによって、当該名簿の記載を省略して差し支えないこと。

(3) 労働組合等の手続

- イ 労働者供給事業を行おうとする労働組合等は、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、厚生労働大臣に許可を申請しなければならない（則第 32 条第 1 項）。
- ロ イの許可の申請は、(2) のイに定める労働者供給事業許可申請書（以下「許可申請書」という。）及び(2) のロに定める許可申請関係添付書類（以下「許可関係添付書類」という。）を、労働者供給事業を開始しようとするおおむね 30 日前までに当該申請を行う労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出することにより行うものとする。

(4) 都道府県労働局の手続

- イ 都道府県労働局長は、許可申請書を受理したときは、以下の処理を行い厚生労働大臣あて速やかに送付するものとする。
- ロ イの許可申請書を受理に当たっては、関係書類の不備、許可申請書及び関係書類の記載事項漏れ等がないことを確認し、関係書類の不備等がある場合には、直ちに申請者に対して、補正箇所を指示して補正させた上で受理するものとする。
- ハ 受理した場合、(5) に基づき所要の審査を行い、あるいは、必要に応じて所要の調査等を実施するなどして労働者供給事業許可申請確認書（様式 5 号。以下「許可申請確認書」という。）を作成するとともに、労働者供給事業許可申請等処理台帳（様式 6 号。以下「処理台帳」という。）に所要の記載を行うものとする。
- ニ 審査、調査等に当たって、当該申請者の労働者供給事業を行う事業所が申請を提出した都道府県労働局の他の都道府県労働局の管轄区域に所在する場合は、次により行うものとする。
 - (イ) 当該他の都道府県労働局の管轄区域に所在する事業所については、当該他の都道府県労働局に対し、ハに準じた所要の調査、確認を依頼すること。
 - (ロ) 依頼を受けた都道府県労働局においては、遅滞なく依頼を受けた事項、その他必要と認める事項について、ハに準じて調査、確認をし、早急に依頼をした都道府県労働局に回答すること。
 - (ハ) 回答を受けた都道府県労働局においては、回答の内容を含め許可申請確認書の作成を行うこと。
- ホ イにより厚生労働大臣あて送付する際には、許可申請確認書を添付するものとする。
- ヘ 許可申請確認書及び処理台帳の様式及び記載要領は、次のとおりとする。

労働者供給事業許可申請確認書
労働者供給事業許可有効期間更新申請確認書

申請者	労働組合等 名称		確認者	都道府県 労働局名	
	代表者 氏名				
				作成年月日	年 月 日

1 労働組合等の資格要件の具体的履行状況

（1）当該労働組合等が根拠法に示された事項に現実に適合しているかどうか。

（2）当該労働組合等が根拠法に定められた事項を含み組合等の規約等を履行しているかどうか。

2 労働組合等の民主的運営に関する事項

（当該労働組合等の組織、運営が民主的なものであるかどうか。）

4 無料の原則に関する事項

- (1) 供給先から供給手数料的性格の経費を徴収していないか。

- (2) 供給対象組合員等から供給手数料的性格の経費を徴収していないか。

5 その他（許可等の決定の参考事項）

（記載要領）

- (1) 1欄については、関係労働委員会の組合資格証明書等を裏付ける意味において、その具体的適合状況及び履行状況を確認するものであるから、当該労働組合について、(5)許可申請書等の確認のこの確認の手続きに基づいて確認し、その結果を記載すること。
- (2) 2欄については、特に当該労働組合等の組織及び運営が民主的なものであり、労働者供給事業によって不当な利益を得ていないかどうかについて確認の上、記載すること。
- (3) 3欄については、労働者供給事業を円滑かつ的確に運営することができる能力を有しているかどうかについて確認するものであるから、できる限り詳細に記載すること。
- (4) 4欄の(1)については、労働組合法等によって許容される部分についても、それが供給手数料的経費でないことを確認の上、記載すること。

様式第6号

(記載要領)

- (1) ①欄には、各種申請書、届出書、報告書等の書類を受理した年月日を、②欄には、労働組合等の名称を、③欄には、当該労働組合等の代表者の氏名を、④欄には、当該労働組合等の事務所の所在地及び電話番号を、⑤欄には、当該労働組合等の組合員等の数及び供給対象組合員等の数を()内に、それぞれ記載すること。
- (2) ⑥欄には、許可申請、許可更新申請、変更許可申請等の区分を記載すること。
- (3) ⑦欄には、各種申請等の処置(許可・不許可等)状況等を記載すること。
- (4) ⑧欄には、当該許可労働組合等についての各種変更事項を記載すること。
- (5) ⑨欄には、当該許可労働組合等についての各種申請・届出等について、又処分等についての都道府県及び労政行政機関等との連絡状況等を記載すること。
- (6) ⑩欄には、当該許可労働組合等について労働者供給事業の運営等において参考となる事項等を記載すること。

(5) 許可申請書等の確認

イ 確認の手続

都道府県労働局における許可申請書等の確認の方法は、次により行うものとする。

- (イ) 許可申請確認書についての確認事項について、適宜、職業安定行政機関自らの調査を実施し、なお必要に応じて関係労働委員会の見解を求めること。
- (ロ) 確認の実施は、許可申請書の書類上の審査、当該許可申請者からの事情聴取、当該許可申請者の実態についての実地調査等によって行い、その結果と許可申請書等の内容とを比較検討して判断した結果に基づいて許可申請確認書を作成すること。
- (ハ) なお、(4)のニ(ロ)に該当する場合は、その結果の回答を受け、その内容を含めて許可申請確認書を作成すること。

(6) 許可等の決定の手続

- イ 厚生労働大臣が許可申請書の送付を受けたときは、1の(1)及び(2)に示す許可要件に照らして審査の上、許可するかどうかを決定するものとする。
- ロ 許可、不許可の処分を決定したときは、労働者供給事業許可証(様式第7号。以下「許可証」という。)又は労働者供給事業不許可通知書(様式第8号。以下「不許可通知書」という。)を作成し、これを当該許可申請書を送付した都道府県労働局を経由して当該許可申請者に交付するものとする。
- ハ 不許可の処分を行ったときは、不許可通知書の交付に際し、その理由を当該許可申請書を経由した都道府県労働局に通知するものとする。
- ニ 許可証又は不許可通知書の送付を受けた都道府県労働局は、処理台帳に所要事項を記載整理の上、これを遅滞なく、当該許可申請者に交付するものとする。
- ホ (4)のニに該当する許可の申請の場合にあっては、関係都道府県労働局に対し、許可又は不許可の別、その年月日、許可証の番号又は不許可通知書の番号を通知するものとする。
- ヘ ホの通知を受けた都道府県労働局は、処理台帳に所要事項を記載整理するものとする。
- ト 許可証及び不許可通知書の様式は、次のとおりとする。

許可番号

許可年月日 年 月 日

労働者供給事業許可証

職業安定法第45条の許可を受けて労働者供給事業を行う者であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

名 称
所 在 地

労供事業所の名称
及び所在地

1.	(〒 -)
2.	(〒 -)
3.	(〒 -)
4.	(〒 -)
5.	(〒 -)
6.	(〒 -)
7.	(〒 -)
8.	(〒 -)
9.	(〒 -)
10.	(〒 -)

供給職種
有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

厚生労働省発職第 号
年 月 日

不 許 可

労働者供給事業 通知書

許可有効期間不更新

殿

厚生労働大臣 印

許 可

年 月 日付けの労働者供給事業に係る 申請については、下記
許可有効期間更新

許 可

の理由により、 しない。
許可有効期間更新

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

記

(理 由)

(7) 許可の条件

- イ (6) の許可の決定に際し、弊害の発生を事前に防止し、労働者供給事業を適正に運営するために必要と認められた場合には、当該許可申請の内容、労働者供給事業の行われる地域の実情等に応じて条件を付することができる。
- ロ イの条件は、文書をもって付するものとし、許可証を当該許可申請者に交付する際に、併せて行うものとする。

3 許可の有効期間の更新手続

(1) 許可の有効期間

労働者供給事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して3年とする（則第32条第3項）。

(2) 許可の有効期間の更新

許可の有効期間である3年が満了したときは、当該許可は失効することとなるので、許可の有効期間の満了後（当該許可の有効期間について更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の満了後）引き続き労働者供給事業を行おうとする場合には、許可の有効期間の更新を申請しなければならない（則第32条第4項）。なお、許可の更新後の有効期間は5年である（則第32条第5項）。

(3) 許可の有効期間の更新申請関係書類

則第32条第1項の規定に基づき職業安定局長が定める許可の有効期間の更新の申請に要する書類及びその様式は、次のとおりとする。

- イ 労働者供給事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）
- ロ 事業計画書

(4) 労働組合等の手続

(2) の許可の有効期間の更新を申請する労働組合等は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに、(3) に掲げる労働者供給事業許可有効期間更新申請書（以下「許可更新申請書」という。）及び事業計画書を、当該申請をする労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出（則第38条第2項）することより行うものとする。

(5) 都道府県労働局の手続

- イ 都道府県労働局長は、許可更新申請書を受理したときは、以下の処理を行い、速やかに、厚生労働大臣に送付するものとする。
- ロ イの許可更新申請書を受理に当たっては、関係書類の不備、許可更新申請書及び関係書類の記載事項漏れ等がないことを確認し、関係書類の不備等がある場合には、直ちに申請者に対して、補正箇所を指示して補正させた上で受理するものとする。
- ハ 受理した場合、(6) に基づく所要の確認を行い、あるいは、必要に応じて所要の調査等を実施するなどして、労働者供給事業許可有効期間更新申請確認書（(様式第5号)（以下「許可更新申請確認書」という。））を作成するとともに、処理台帳に所要事項の記載を行うものとする。
- ニ 審査及び調査等に当たって、当該申請者の労働者供給事業を行う事業所が当該許可更新申請書を提出した都道府県労働局の他の都道府県労働局の管轄区域に所在する場合は、2の(4)のニ

に定める手続に準じて行うものとする。

ホ 都道府県労働局は、イにより厚生労働大臣あて送付する際には、許可更新申請確認書を添付するものとする。

(6) 許可更新申請書等の確認

イ 確認要領

許可の有効期間の更新とは、更新時期における許可の内容と同一性を存続しつつ、その有効期間のみを延長するものである。したがって、許可の有効期間の更新申請の確認に当たっては、許可後の労働者供給事業の運営状況に重点を置いて行うものとする。その他、確認に当たっての要領については、2の「許可申請の手続」の(5)に準じて行うものとする。

ロ 許可更新申請確認書

許可更新申請確認書の様式及びその記載要領は、2の(4)のへのおりとする。

(7) 更新等の決定の手続

イ 厚生労働大臣が、許可更新申請書の送付を受けたときは、1の(1)の「労働組合の資格要件」及び同(2)の「事業運営に関する要件」の履行状況を審査の上、更新するかどうかを決定するものとする。

ロ 更新、不更新の処分を決定したときは、許可証又は労働者供給事業許可有効期間不更新通知書(様式第8号。以下「不更新通知書」という。)を作成し、これを、当該許可更新申請書を送付した都道府県労働局を経由して、当該申請者に交付するものとする。

ハ 不更新の処分を行ったときは、不更新通知書の交付に際し、その理由を当該許可更新申請書を経由した都道府県労働局に通知するものとする。

ニ 許可証、又は不更新通知書の送付を受けた都道府県労働局は、処理台帳に所要事項を記載整理の上、当該申請者に交付するものとする。

ホ (5)のニに該当する許可の有効期間の更新の申請の場合にあつては、関係都道府県労働局に対し、更新又は不更新の別、その年月日、許可証の番号又は不更新通知書の番号を通知するものとする。

へ ホの通知を受けた都道府県労働局は、処理台帳に所要事項を記載整理するものとする。

ト 不更新通知書

不更新通知書の様式及びその記載要領は、2の(6)のトに定めるとおりとする。

(8) 許可の条件

イ (7)の更新の決定に際し、弊害の発生を事前に防止し、労働者供給事業を適正に運営するために必要と認めた場合には、当該許可更新申請書の内容、労働者供給事業の行われている地域の実情等に応じて条件を付すことができる。

ロ イの条件は文書をもって付するものとし、許可証を当該申請者に交付する際に、併せて行うものとする。

4 変更の届出手続

(1) 変更の届出

許可を受けて労働者供給事業を行っている労働組合等が、許可を受けた事項(許可申請関係書類

の記載内容)の一部を変更しようとするときであって、当該変更事項の内容が(2)に該当するときは、変更後に変更の届出(変更届出)をしなければならない。

(2) 変更届出を要する事項

変更届出を要する事項は、次のとおりとする。

- ① 労働組合等の名称の変更
- ② 労働組合等の事務所の所在地の変更
- ③ 労供事業所の名称の変更
- ④ 労供事業所の所在地の変更
- ⑤ 労供事業所の新設・廃止
- ⑥ 労働組合等の役職員の変更
- ⑦ 労働組合等の上部組織の変更
- ⑧ 労働組合等の規約の変更
- ⑨ 労働組合等の部内組織の変更(労働者供給事業の運営組織に係る変更。)
- ⑩ 事業運営規程の変更
- ⑪ 供給職種の変更(職種の構成を全面的に変更する場合を除く。)

(3) 変更届出関係書類

変更の届出に関する書類は、次のとおりとする。

イ 労働者供給事業変更届出書(様式第9号)

ロ 変更届出関係添付書類

(イ) 労働組合等の名称の変更の場合(又は労供事業所の名称の変更の場合)

- ・ 2の(2)のロの(ロ)の①の組合等にあつては、登記事項証明書(写)
- ・ 2の(2)のロの(ロ)の②の組合等にあつては、労働組合等の規約
- ・ 2の(2)のロの(ロ)の③の組合等にあつては、労働組合等の規約

(ロ) 労働組合等の事務所の所在地の変更の場合(又は労供事業所の所在地の変更の場合)

- ・ 不動産登記事項証明書(写)又は不動産賃貸借(使用賃借)契約書(写)

(ハ) 労供事業所の新設の場合

- ・ 不動産登記事項証明書(写)、又は不動産賃貸借(使用賃借)契約書(写)

(ニ) 労働組合等の役職員の変更の場合

- ・ 労働組合等役職員名簿(様式第4号)
- ・ 労働組合等の大会議事録(写)

(ホ) 労働組合等の上部組織の変更の場合

- ・ 労働組合等の規約
- ・ 労働組合等の大会議事録(写)

(ヘ) 労働組合等の規約の変更の場合

- ・ 労働組合等の規約
- ・ 労働組合等の大会議事録(写)

(ト) 労働組合等の部内組織の変更の場合

- ・ 当該労働組合等の部内組織図
- ・ 労働者供給事業の運営担当者(労供事業者)の氏名

(チ) 事業運営規程の変更の場合

- ・ 事業運営規程
- ・ 事業運営規程の改定に関する決議書（写）

(リ) 供給職種を変更する場合

- ・ 職種別供給対象組合員等一覧（様式第 10 号）

ハ 労働者供給事業変更届出書及び労働者供給事業許可証書換申請書

労働者供給事業許可証書換申請書（様式第 9 号。以下「許可証書換申請書」という。）は、許可証の記載項目に係る変更の届出の場合（(2) の①、②、③、④、⑤及び⑩の変更。）に添付するものとする。

なお、労働者供給事業変更届出書（様式第 9 号）及び書換申請書の様式及び記載要領は、次のとおりである。

労働者供給事業変更届出書
労働者供給事業許可証書換申請書

届出者	①労働組合等の名称		④許可年月日	年 月 日
	②労働組合等の事務所の所在地		⑤更新年月日	年 月 日
	③所属上部組織の名称		⑥変更年月日	年 月 日
称及び 届出事業所の 所在地	⑦			
⑧ 変更事項				
変更の内容	⑨ 変更前		⑩ 変更後	
⑪ 変更事由				
⑫ 備考				

上記のとおり届けます。

年 月 日
届出者

厚生労働大臣 殿

様式第9号（第2面）

（記載要領）

- （1） ①欄には、届出を提出する変更前の労働組合等の名称を、②欄には、当該届出を提出する変更前の労働組合等の事務所の所在地を、③欄には、当該労働組合等の上部組織の名称を、④欄には、許可を受けた年月日を、⑤欄には、直近の許可の有効期間の更新年月日を、⑥欄には、当該変更事項（複数の場合は、⑫欄にその旨を記載すること。）の変更年月日を、⑦欄には、変更前の労供事業所の名称と所在地について、そのすべてを、それぞれ記載すること。
- （2） ⑧欄には、当該労働組合等の変更事項について、変更届出を要する事項を記載（複数でも可。）すること。
- （3） 労働者供給事業の変更届出を要する事項のうち、許可証の記載事項以外の事項の変更の場合には、表題中「労働者供給事業許可証書換申請書」の文字を抹消すること。
- （4） （3）の場合において、⑧欄に記載した事項について、次により記載することとする。
 - ① 労働組合等の役職員の変更については、労働組合等役職員名簿（様式第4号）を作成の上、添付することとし、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとする。
 - ② 労働組合等の上部組織の変更については、⑨欄は記載を省略し、⑩欄に当該労働組合等の上部組織の名称及び事務所の所在地を記載することとする。
 - ③ 労働組合等の規約の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとし、変更後の労働組合等の規約を添付することとする。
 - ④ 労働組合等の内部組織の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略し、当該労働組合等の労働者供給事業の運営組織に係る変更についての部内組織図を作成し添付することとする。
 - ⑤ 労働組合等の事業運営規程の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとし、変更後の事業運営規程を添付することとする。
- （5） 労働者供給事業の変更届出を要する事項のうち、許可証の記載事項を変更する場合には、表題の文字を抹消しないこと。
- （6） （5）の場合において、⑧欄に記載した事項について、次により記載することとする。
 - ① 労働組合等の名称の変更については、⑨欄は記載を省略し、⑩欄に変更後の名称を記載すること。
 - ② 労働組合等の事務所の所在地の変更については、⑨欄は記載を省略し、⑩欄に変更後の当該事務所の所在地を記載すること。
 - ③ 労供事務所の名称の変更又は労供事務所の所在地の変更については、⑩欄に変更後の当該名称又は変更後の当該所在地を記載すること。
 - ④ 労供事務所の新設については、⑩欄に新設の労供事務所の名称及び住所を記載すること。
 - ⑤ 供給職種の変更については、⑨欄及び⑩欄は記載を省略することとし、職種別供給対象組合員等一覧（様式第10号）を添付することとする。
- （7） 提出者の欄は、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

職種別供給対象組合員等一覧

① 労働組合員 等数						② 変更年月日		年 月 日	
	人								
③ 変更前の供 給対象組合 員数	(a) 職種名								計
	(b) 常時供給 数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(c)臨時的 供給数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(d) 計	人	人	人	人	人	人	人	人
④ 変更後の供 給対象組合 員数	(a) 職種名								計
	(b) 常時供給 数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(c)臨時的 供給数	人	人	人	人	人	人	人	人
	(d) 計	人	人	人	人	人	人	人	人
⑤備考									

(記載要領)

- (1) ①欄には、当該労働組合の総組合員数を、②欄には、当該組合等の労働者供給事業における職種を変更した年月日を記載すること。
- (2) ③欄には、(a)欄に変更前の当該労働組合等の供給する職種名を、(b)欄に当該供給職種別の常態的に供給を受ける組合員等の実数を、(c)欄に当該職種別の、他の事業所に常用雇用されている者で、仕事の繁閑に応じて臨時的に供給を受ける組合員等の実数を記載すること。
- (3) ④欄には変更後の当該供給対象組合員等について、(2)に従い記載すること。
- (4) ⑤欄には、当該供給職種の変更に伴う供給先の確保に関する具体的計画及びその方法等について記載すること。

(4) 変更の届出手続

- イ 変更の届出は、(3)に定める変更届出書及び変更届出関係添付書類を、変更を行った日後10日以内に労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に、当該労働組合等が提出することによって行うものとする。
- ロ イの届出の提出を受けた都道府県労働局は、変更届出関係書類について、確認、調査等を行うものとする。この場合、変更事項の内容についての確認書を作成することは必要ないが、添付書類及び関係帳簿により、当該変更事項について所要の確認、調査等を行うものとする。
- ハ 厚生労働大臣は、許可証書換申請書の送付を受けた場合は、当該内容を確認の上、速やかに、許可証を作成し都道府県労働局を経由して当該変更届出者に交付するものとする。

5 許可証の取扱い

(1) 許可証の備え付け及び提示

- イ 労働組合等が労働者供給事業の許可を受けた場合は、交付を受けた許可証を当該労働組合等の事務所に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは、これを提示するものとする。
- ロ 「関係者」とは、当該労働組合等から組合員等の供給を受けているもの若しくは受けようとする者、又は当該労働組合等の供給の対象となっている組合員等若しくは供給の対象となろうとする組合員など、当該労働組合員等が適切に労働者供給事業を運営しているか否かにつき利害関係を有すると認められる者すべてを含むものである。

(2) 許可証の再交付手続

- イ 許可証の交付を受けた労働組合等が、許可証を亡失し、又は許可証を滅失したときは、速やかに、労働者供給事業許可証再交付申請書（様式第11号。以下「許可証再交付申請書」という。）を当該労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局を経て厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けるものとする。
- ロ 「亡失」とは許可証を無くすことであり、「滅失」とは許可証が物理的存在を失うことである。なお、「き損」した場合も、その程度が重大なものについては、「滅失」したものとして取り扱うものとする。
- ハ 許可証再交付申請書の様式及びその記載要領は、次のとおりとする。

労働者供給事業許可証再交付申請書

		※再交付 書 換 年月日	年 月 日
① 許 可 番 号		② 許可年月日	年 月 日
③ 労働組合等の名称			
④ 労働組合等の 事務所の所在地			
⑤ 労働組合等の 代表者の氏名			
⑥ 再交付を申請 する理由			
⑦ 備 考			

上記のとおり許可証の再交付を申請します。

年 月 日

申 請 者

厚生労働大臣 殿

(記載要領)

申請者の欄については、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

(3) 許可証の返納手続

許可証の交付を受けた労働組合等は、次のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内に許可証（③の場合には、発見し、又は回復した許可証）を当該労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所を管轄する都道府県労働局を経て厚生労働大臣に返納するものとする。

- ① 許可が取り消されたとき
- ② 許可の有効期間が満了したとき
- ③ 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、また回復したとき
- ④ 許可証の書換を受けたとき
- ⑤ 労働者供給事業を廃止したとき

6 廃止の届出手続

(1) 廃止の届出

イ 法第 45 条の許可を受けて無料の労働者供給事業を行う労働組合等が、その事業を廃止したときは、当該労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。

ロ イの届出は、その事業を廃止した日から 10 日以内に、文書によって、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して行わなければならない（則第 38 条第 2 項）。

ハ ロの届出を受けた都道府県労働局長は、速やかに、これを厚生労働大臣に送付しなければならない。

(2) 廃止届出関係書類

労働者供給事業の廃止に伴う届出関係書類は、労働者供給事業廃止届出書（様式第 12 号。以下「廃止届出書」という。）とし、その様式及び記載要領は次のとおりとする。

労働者供給事業廃止届出書

申請者	①労働組合等の名称		④許可年月日	年 月 日
	②労働組合等の事務所の所在地		⑤更新年月日	年 月 日
	③所属上部団体等の名称		⑥廃止年月日	年 月 日
⑦ 労供事業所の 名称及び所在地				
⑧ 廃止事由				
⑨ 備考				

職業安定法第 47 条及び同法施行規則第 32 条第 6 項の規定により、上記のとおり届けます。

年 月 日
届出者

都道府県労働局長 殿

(記載要領)

- (1) ①欄には、当該届出書を提出する労働組合等の名称を、②欄には、当該労働組合等の事務所の所在地を、③欄には、当該労働組合等の上部組織の名称を、④欄には許可を受けた年月日を、⑤欄には、直近の許可の有効期間の更新許可年月日を、⑥欄には廃止した年月日を、それぞれ記載すること。
- (2) ⑦欄には、当該労働組合等のすべての労供事業所の名称と所在地を、⑧欄には、廃止の事由を記載すること。
なお、⑦欄については、記載欄が足りない場合、別葉に当該事項を記載の上、添付すること。
- (3) ⑨欄には、供給対象となっていた当該組合員等について、就労に係る今後の措置について、具体的に記載すること。
- (4) 届出者欄には、労働組合等の名称及び代表者氏名を記載すること。

(3) 廃止の届出手続

- イ 許可を受けて無料の労働者供給事業を行っている労働組合等が、当該事業を廃止したときは、当該廃止した日から 10 日以内に当該労働組合等の労働者供給事業を行う主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局に、廃止届出書を提出するものとする。
- ロ 都道府県労働局長は、廃止届出書の受理に当たっては、所要事項を確認し、労働者供給事業廃止確認書（様式第 13 号。以下「廃止確認書」という。）を作成するとともに、処理台帳に所要事項を記載の上、当該廃止確認書を添えて、速やかに、厚生労働大臣あてに送付するものとする。
- ハ 確認に当たっては、特に、当該廃止に伴う組合員等の就労についての対策、具体的計画について、詳細に検討を加えること。また、所要の指導援助を行うものとする。
- ニ 廃止確認書の様式及びその記載要領は、次のとおりとする。

労働者供給事業廃止確認書

申請者	労働組合等の名称	確認者	都道府県労働局名	年月日
	代表者の氏名		作成年月日	
1 廃止事由				
2 廃止に伴う供給対象組合員等に対する措置等				
3 都道府県労働局の措置等				

(記載要領)

- (1) 2 については、当該労働組合等の供給事業の廃止に伴う供給対象組合員等の今後における就労対策等についての方針及び具体的対策について確認の上、記載すること。
- (2) 3 については、都道府県労働局における就労対策等について記載すること。

7 書類の提出の経由及び提出部数

(1) 書類の経由

労働者供給事業に関して厚生労働大臣に提出する書類は、労働者供給事業に係る主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て提出するものとする（則第 38 条第 2 項）。

(2) 提出部数

労働者供給事業に関して厚生労働大臣に提出する書類は、正本にその写し 2 部（関係添付書類については、1 部）を添えて提出しなければならない（則第 38 条第 3 項）。